平成２３年（フ）第８６８号
埼玉県入間市黒須１丁目12番　１―203号
債務者　黒岩　悦招
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第８６９号
埼玉県所沢市大字下富1315番地の８
債務者　馬場　　忠
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第８７３号
埼玉県所沢市小手指町３丁目28番地の８　ライオンズグローベル小手指ウエストアヴェニュー301
債務者　冨家　豊子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第４６３号
静岡県沼津市下香貫上障子377番地の１
債務者　鈴木　英夫
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第４６４号
静岡県沼津市下香貫上障子377番地の１
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第４６９号
静岡県駿東郡小山町須走331番地の２
債務者　渡邊　弘恵
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第５０９号
静岡県沼津市本田町１番８号　ナカタコーポ201
債務者　柳田　益枝
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第５１１号
静岡県田方郡函南町柏谷1325番地の８
債務者　春田　素男
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第５１６号
静岡県裾野市二ツ屋111番地の５　サンビレッジ二ツ屋206
債務者　川合　弘一
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第６４１号
愛知県豊田市竜神町新生186番地
債務者　西野　剛司
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第１１号
岡山県新見市正田1560番地
債務者　平井　勝己
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月20日午後３時
岡山地方裁判所新見支部
平成２３年（フ）第１１８号
栃木県足利市堀込町2038番地１、前住所大阪府大阪市中央区島之内２丁目６番３―601号
債務者　阿部　智世
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２３年（フ）第２２２号
静岡県富士宮市万野原新田3187番地の１、前住所静岡県富士宮市野中町556番地
債務者　遠藤　和巳
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部
平成２３年（フ）第１７４号
栃木県下都賀郡野木町丸林560―２　クレールメゾンＤ棟101号室、住民票上の住所埼玉県幸手市上高野１丁目14番地２
債務者　東　　武弘
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部
平成２３年（フ）第６８６号
岡山市南区泉田12番地２　フレグランスえばら102号室
債務者　狩野　　順
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第３０３８号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―609号
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第３１８２号
横浜市旭区善部町55番地の２
債務者　宮田津也子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部